

中部運輸局自動車交通部

令和8年5月27日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
西川、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当  
加藤、荒井 TEL 076-634-1601

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：真沙斗急送 有限会社（代表者：北川 政幸）

住所：福井県坂井市丸岡町末政第11号228番地

営業所：本社営業所（福井県坂井市丸岡町末政第11-228）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和8年5月27日

処分内容：① 事業停止60日間

② 車両使用停止処分60日車（1両を60日間の使用停止）

③ 輸送の安全確保命令

3. 監査端緒

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められたことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

（貨物自動車運送事業法第28条第1項）

5. 違反内容及び違反条項

(1) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項および第2項)

(2) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(3) 運行管理者を選任していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)

(4) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第28条第1項)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 66点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 73点